

第1章 教育・保育給付認定

1-1 教育・保育給付認定とは

幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育などの、教育・保育施設等の利用を希望する場合は、保護者が東金市に申請し、教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定は、教育・保育施設等を利用するための資格に相当するもので、子どもの年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分があり、区分によって利用できる施設・事業が異なります。

保育所、認定こども園（保育所的利用）又は小規模保育などの利用をご希望の場合は、2・3号認定を受けたあとに、利用調整を行い、希望する施設の利用の可否を決定しますので、認定を受けた場合であってもご希望の施設等が利用できるとは限りません。

1-2 教育・保育給付認定区分

1号認定（満3歳以上・教育標準認定）	
対象年齢	満3歳以上（3歳・4歳・5歳）
対象児童	教育を希望する児童
利用先	幼稚園、認定こども園（幼稚園的利用）

2号認定（満3歳以上・保育認定）	
対象年齢	満3歳以上（3歳・4歳・5歳）
対象児童	「保育を必要とする事由」に該当し、保育(教育)施設での保育を希望する児童
利用先	保育所、認定こども園（保育所的利用）

3号認定（満3歳未満・保育認定）	
対象年齢	満3歳未満（0歳・1歳・2歳）
対象児童	「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設での保育を希望する児童
利用先	保育所、認定こども園（保育所的利用）、小規模保育